

議事要旨

会合名：第15回 民法改正対応モデル契約見直し検討WG (WG1)

日時：2020年10月14日(水) 13:30~16:30

討議内容：

1. 成果物案について

1) 部会の検討状況について

第5回部会会合(10月1日開催)での検討状況について専門委員から説明があった。また部会後の公開までのスケジュール案について事務局からの説明、及び部会委員の指摘事項に関する対応案について委員から説明があった。特に質問はなかった。

2) 変更協議不調の場合のベンダ側の解約権について

ベンダの解約権に関する意見について委員から説明があった。また、その意見に寄せられたコメントについて委員から説明があり、議論を行った。ベンダの解約権条項を設けるかどうかについては、賛否意見が分かれたが、議論の結果オプション条項として設けることとなった。また、具体的な文言については、別途(メール等)最終調整することになった。主な議論を以下に示す。

- IBM スルガ事件の高裁判決で判示された中止提言義務は当該事案で認められたものであって、一般的なものではないので、そのような義務をモデル契約で定めることは時期尚早ではないか。また、原案では帰責性も一切問わずにベンダに解約権を与えるかのように読めるが、民法の原則とずれているのではないか。ベンダとしては、変更協議がまとまらない場合には、37条4項で中断できるので、それで足りるのではないか。
- 37条4項の中断はプロジェクトの解散ではなく、再開も予定されているものであり、ベンダとしては設備や人員はそのまま維持しなければならないことになる。もちろん、その後に費用負担についてはユーザと協議することにもなるが、プロジェクトの継続が相当に困難であることが見えている場合には、ベンダがその点もしっかり説明した限りにおいて解約できるとしておいた方が相当に望ましいと思われる。
- 中止提言義務を一般的なものとして契約上の義務として設けるのはベンダとしても負担が過大であると思われる。一方で、変更協議が不調になった場合に一定のケースのもとでベンダからも解約の申し出ができるということは、ユーザ意思決定の迅速化に資すると考える。もっとも、ユーザが解約権の濫用を心配するのはもっともなので、行使できる場合を適切に限定すればよいのではないか。例えば、ベンダに専ら帰責性があるようなケースでは解約権を行使できないということでもよいように思われる。

3) プロジェクトマネジメントの表現について

プロジェクトマネジメントの記述に関する修正提案について委員から説明があった。また、その提案に寄せられたコメントについて委員から説明があり、議論を行った。議論の結果、ユーザ・ベンダ双方にとってバランスが取れた記述となったことを確認した。主な議論を以下に示す。再構築対応及び陳腐化対応に関する変更点について事務局から説明した。特に質疑はなかった。

- 役割分担の話とプロジェクトが進行していく中で舵取りをするという意味でのプロジェクトマネジメントの話に分けて議論した方が分かり易い。ユーザとベンダの役割分担を事前に定めることが重要である。原案ではプロジェクトマネジメントの記述の中で裁判例が多く取り上げられていたが、裁判例は個別の事例に対するものなので、参考情報として脚注にした方がよい。

- いくつかの主要な裁判例を脚注にすることで本文は大変読み易くなった。ただ割愛された裁判例の中にも、紹介した方がよいと思われる重要な裁判例も含まれるので、その部分は記載を戻して欲しい。

以上